

議案第 29 号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により別紙のとおり君津市から協議があったので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

富津市の水道を君津市人見飛地に設置することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 1 項の規定により君津市から協議があったので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 公の施設の区域外設置に関する協議

富津市の公の施設を君津市に設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により次のとおり定める。

### （公の施設）

第1条 この協議による公の施設は、富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号。以下「条例」という。）に基づく富津市水道施設とする。

### （設置する区域）

第2条 富津市は、君津市人見字砂畑、字砂田及び字葭生の区域に水道を設置し、当該区域に水道を供給する。

### （費用負担）

第3条 この協議によって給水を受ける者は、条例の規定により費用を負担する。

### （補則）

第4条 この協議の施行について必要な事項は、富津市長と君津市長が定める。

### 附 則

この協議は、平成24年5月1日から施行する。